

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	障害者自立支援事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、障害者自立支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援事務
②事務の概要	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定により、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費の支給、高額障害福祉サービス等給付費、自立支援医療費、障害支援区分の認定、地域生活支援事業に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">①障害福祉サービスの申請受付、審査、支給決定②補装具の申請受付、審査、支給決定③自立支援医療費の申請受付、審査、支給認定、進達④障害支援区分の認定⑤地域支援生活事業の申請受付、審査、支給決定
③システムの名称	・障害者福祉システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・自立支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表117の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄(情報照会者)が「市町村長」に含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「自立支援給付の支給」又は「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」に関する事務が含まれる項(144、145、146の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部福祉課障害福祉係(TEL0866-21-0284)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ4情報又は住所を含む3情報による住基ネット照会を行っており、対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害者福祉システムへのアクセス可能な職員は、指静脈認証及びパスワードによる認証によって限定しておりアクセス可能な職員の名簿を毎年作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、一定時間離席するとスクリーンセーバーが表示される対策を講じていることから、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 川上 康之	福祉課長 横山 浩二	事後	事前通知事項に当たらないため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 横山 浩二	福祉課長 大河 巨和	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 大河 巨和	福祉課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の84の項(略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表117の項	事後	番号法改正に伴う項目の追加・削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108、109、110の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠):第12条、第19条、第30条、第31条、第44条(別表第二における情報照会の根拠):第55条</p>	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄(情報照会者)が「市町村長」に含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「自立支援給付の支給」又は「自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給」に関する事務が含まれる項(144、145、146の項)</p>	事後	番号法改正に伴う項目の追加・削除
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加